



予防接種、忘れていませんか？

問 住民福祉課
☎0967-62-2911

健康

今年度実施中の予防接種をお知らせします。
今年度対象かどうか分からない、過去に接種したかどうか分からない、問診票をなくした、どこの病院で接種したらいいの分からないなどのお問い合わせは、住民福祉課までお気軽にどうぞ！

●お子さんの予防接種

ワクチンの種類	対象者	期限	自己負担
麻しん風しん混合2期	R5年度、小学校に入学される方(年長さん)	令和5年3月31日	無料
2種混合	小学6年生	令和5年3月31日	無料
日本脳炎2期	・9歳～13歳未満 ・特例対象者：H19.4.1以前に生まれた20歳未満の方	既定の年齢に達するまで	無料

●大人の予防接種

ワクチンの種類	対象者	期限	自己負担
成人肺炎球菌	65歳以上の5歳刻みの方	令和5年3月31日	2,000円

※過去に一度でも接種した方は助成の対象外です。

●その他の予防接種関連

ワクチンの種類	対象者	期限	自己負担
緊急風しん対策事業 (麻しん風しん混合ワクチン) ※抗体検査後、抗体値が低かった方のみ	S37.4.1生～S54.4.1生の男性	令和7年3月31日	無料

こちらの対象者の方は、まずは抗体検査（無料）を受検ください。



マイナンバーカードと健康保険証一体化に関するQ&A

デジタル庁への「ご意見・ご要望」に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問について回答します。



Q マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

A マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している方も含め、すべての方々がマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続については、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。

Q マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダー等（オンライン資格確認等システム）の設置が進んでおり、2023年4月からは、全ての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。
なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるといったことはなくなりました。



高SPOだより

問 高SPO事務局
☎0967-62-2991 Fax0967-62-0987

※スマホ、携帯からでも閲覧可能です。
WEBページもぜひご覧ください！

<http://www.takaspo.jp/>



Northブロックミニバスケットボール交流会

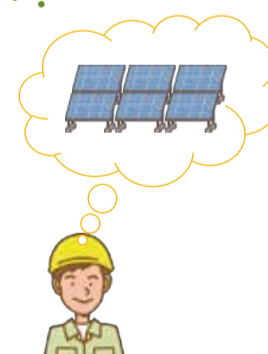


令和4年11月5日（土）「Northブロックミニバスケットボール交流会」が長洲町腹栄中学校体育館にて行われ、高SPOジュニア会員8名が参加しました。この交流会は、長洲にこにこクラブ・クラブきくよう・小国ゆうあい倶楽部・高SPOの4クラブが参加し、バスケットボールを通して総合型地域スポーツクラブ同士の交流を深めました。

森林に太陽光発電設備を設置する際はご注意ください！

令和5年4月から、森林を開発して太陽光発電設備を設置する場合、その面積が0.5haを超えるものは、熊本県知事の許可が必要になりますので、ご注意ください。

もしこのような林地開発を計画される場合は、最寄りの阿蘇地域振興局林務課までお尋ねください。



問 熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局林務課 森林保全班
☎0967-22-2312
熊本県森林保全課 ☎096-333-2450

なお、制度の概要は林野庁ホームページからご確認ください。

林野庁ホームページ

https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html

